

令和 6 年

行方市農業委員会

第 1 1 回総会会議録

(令和 6 年 9 月 2 5 日)

令和6年9月25日 行方市農業委員会第11回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第73号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第74号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第75号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第76号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第77号	現況証明願について
議案第78号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第79号	令和7年度行方市農業施策に関する要望書について
議案第80号	行方市農用地利用集積計画の決定について
報告第44号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第45号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第46号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第47号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1 番 一 村 栄	2 番 豊 村 由 貴	3 番 大 原 一 美
4 番 野 口 浩	5 番 木 村 守	6 番 阿 部 力 男
7 番 飯 島 清	8 番 関 口 順 一	9 番 谷田川 栄
10 番 近 藤 芳 子	11 番 茂 木 孝	12 番 橋 本 清
13 番 横 瀬 忠 美	14 番 本 澤 雅 雄	15 番 風 間 啓 次
16 番 小 沼 正 二	17 番 郡 司 正 彦	18 番 椎 名 勇
19 番 高 塚 利 英		

本日の出席推進委員

1 番 深 澤 泉	2 番 平 山 正	3 番 金 田 景 行
4 番 宮 寄 春 樹	5 番 箕 輪 澄 子	6 番 森 山 正 一
7 番 小 澤 信 一	8 番 山 崎 雄 一	9 番 一 條 克 之
10 番 小 嶋 特 男	11 番 横 田 俊 信	12 番 宇 井 勝 之
13 番 野 原 賢 一	14 番 川 島 隆 道	15 番 石 田 充 春
16 番 千ヶ崎 敏 男		

3 本日の欠席委員 なし

本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

		(開会宣言)	午後 3時00分
		(議長選出)	
事務局		それでは、議事日程に入って行きたいと思います。	
		議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条の1項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願いします。	
		(委員の出席状況)	
議長		ただいまの出席委員19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和6年行方市農業委員会第11回総会を開会いたします。	
		(会議録署名人の指名)	
議長		日程第1、会議録署名人の指名について。	
		議長において次のように指名いたします。	
		3番大原一美委員 4番野口 浩委員。	
		(書記の任命)	
議長		日程第2、総会書記の任命については、事務局、稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。	
		(会期の決定)	
議長		日程第3、会期の決定でございます。本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	
全員		異議なし。(全員一致)	
議長		異議なしと認め、会期は本日1日といたします。	
		(経過報告)	
事務局		次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。	
		9月の行事経過報告に基づきまして、説明をさせていただきます。	
		まず、9月2日でございます。任命書交付式及び第10回総会ということで、9月2日に第10回の総会を開催いたしまして、新農業委員さんの任命書の交付、役割、役員の互選、また、農地利用最適化推進委員の選任を行ってございます。またその後に役員会を開催いたしまして、広報委員の選任や慶弔規定の見直し等につきまして協議を行ってございます。	
		続きまして、9月18日でございます。新任農業委員の研修会ということで、こちら、北浦庁舎で新任農業委員さんの出席の下、調査報告等の研修、また、タブレット操作等につきましての研修を行っているところでございます。	
		続きまして、9月25日、本日でございます。第11回総会ということで、ただいま開催中でございます。以上です。	

議	長	(議案の審議)
		ありがとうございました。 それでは、本日の議事は、別紙議事日程どおりです。
議	長	(議案第60号)
		それでは、議案の審議に入ります。 議案第73号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第73号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。 案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から第5項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	ありがとうございました。 それでは、1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、谷田川委員。
		9番、谷田川です。1項の調査報告をいたします。 なお、この調査については、麻生・太田の地区、4名で調査をしてきました。 譲受人は、市内石神在住、70代の農業の男性です。渡人は、県の農林振興公社。 申請事由については、農業経営の規模拡大と経営の安定化を図るため。区分については、売買による所有権移転です。場所は、受人の自宅から車で10分ほどになります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の案件につきまして、議事参与制限によって関係委員は議事に参与することができないとされております。よって、関係委員の退室を求め、その間暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時5分～午後 3時6分
議	長	それでは再開いたします。 2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。
		13番、横瀬です。2項の調査報告をします。

		調査については、茂木委員、小澤推進委員の協力を得て調査してまいりました。
		受人の方は、行方市中根在住、69歳、男性。家族4人でレンコン、露地野菜等2町7反ほど作付けをしている専業農家です。年間300日程度を農作業に従事しております。渡人は、行方市繁昌、34歳会社員の男性です。農地は田1,933平方メートルです。渡人の要望があり、申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大を図るため、区分は、売買による所有権の移転です。今回の権利を設定しようとする農地は自宅から車で3分程度のところですが。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	ここで、関係委員の入室を求め、その間暫時休憩といたします。
		（休憩） 午後 3時9分～午後 3時10分
議	長	それでは、再開いたします。
		次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	番
		16番、小沼です。3項の調査報告をします。
		この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。
		譲受人は、千葉県香取市、会社員兼農業の72歳の男性の方、譲渡人は、行方市麻生、87歳、無職の男性の方です。申請事由は、農業経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転です。譲受人は、農地を数年前から耕作しており、家は千葉県ですが、行方市に実家があり、農作業のときは帰って農作業をやっているということです。農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。
1	1	番
		11番、茂木です。第3条第4項の調査報告をします。
		調査には、横瀬委員、小澤推進委員の協力を得て調査してまいりました。
		受人は、行方市繁昌在住、36歳、会社員兼農業の男性です。男性は家族3人で米と露地野菜、6,188平米を年間200日営農しています。渡人は、同市井上に住む農業の男性です。農地の田は515平方メートルです。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする農地は、玉造地区10キロメートルのところ20分のところですが。農機具等も

		そろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願ひします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
1	4	14番、本澤です。第5項の調査結果についてご報告をいたします。
		この調査には、近藤委員、横田・小嶋両推進委員さんのご協力の下、調査をしてまいりました。
		譲受人は、市内小貫在住の24歳の農業の男性です。譲渡人も、市内小貫在住の77歳の農業の男性です。2人の関係は、祖父と孫の関係に当たります。申請事由として、農業経営の安定を図るための経営の移譲、区分は、贈与による所有権の移転です。取得後の経営面積は3万455平米で、農業従事日数も250日、農機具等もそろい、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願ひいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第74号）
議	長	次に、議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事	務	議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおりの許可申請があったので提案する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。
局		案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	ありがとうございました。
		それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。
1	1	11番、茂木です。4条1項の調査報告をします。
		この案件には、横瀬委員、小澤推進委員の協力を得て調査してまいりました。
		申請人は、60歳、男性、行方市繁昌に在住しています。申請地について、現在の母屋の老朽化のため。土地は借地でした。今回は自己住宅を建てるため。場所は、津澄小学校信号を中根地区に向かい50メートルくらいの奥に入った畑、371平方メートルです。転用することによって生じる近隣被害のないことを確認しました。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様の

議 全 議	長	ご審議よろしく申し上げます。
	員	調査の結果は、必要な書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
	番	9番、谷田川です。2項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生・太田の地区、4名で調査をしてまいりました。この土地は5月に農振除外の申請が出されております。申請人は、市内石神在住、60代の会社員の男性です。申請事由については、進入路の違反転用の是正。自己住宅と道路に面しており、ほかに進入手段がなかったため、進入路として利用してしまったということです。調査の結果、始末書も添付されており、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議 全 議	長	調査の結果は、始末書等書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
(議案第75号)		
議 事 務 局	長	次に、議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
		議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。
		案件につきましては、第7項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 6 番	長	それでは、1項ごと審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
	1 6 番	16番、小沼です。1項の調査報告をします。
		この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、東京都新宿区太陽光法人の男性の方です。譲渡人は行方市富田、会社員、73歳の夫婦の方です。申請事由は、太陽光発電施設、区分は売買による所有権移転です。譲渡人は、数年前から耕作していなく、再生可能なエネルギー用用地として利用したいと考えています。場所は、富田の国道沿いにあるレストランから東側500メートル付近、太陽光パネル150枚、109.2キロワット、パワーコン10台と隣接農地の同意書、事業計画書、残高証明書、その他関係書類もそろって、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いま

		す。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。
1	5	15番、風間です。2項の調査報告をいたします。 この案件は、関口・飯島両委員さん共に調査してまいりました。 譲受人は、市内若海在住、32歳の男性です。譲渡人は、同じく市内若海地区在住、35歳の男性です。申請事由については、記載のとおりで、事務所兼作業所及び駐車場にするための申請となります。場所は、若海地区の香取神社の西に100メートルほど行ったところになります。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項、4項、5項は、関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。3項から5項は関連あるので、一括で調査報告をします。 この調査には、麻生・太田地区の4人で調査をしてまいりました。 この案件は、平成30年に農振除外がされた案件でございます。3項から5項の譲受人は、社会福祉法人、70代の男性の方です。3項の譲渡人は、東京都江東区、65歳の女性の方、4項の渡人は、行方市南、66歳の男性の方、5項の譲渡人は、潮来市、44歳の男性の方です。申請事由は、指定介護老人福祉建設ということです。区分は、売買による所有権移転です。現在行方市麻生にある施設が老朽化のため、新しい施設を建築するための用地を探していたところ、行方市小高のコンビニエンスストアの反対側に建つということになります。事業計画書、見積書、残高証明書、その他関係書類もそろっており、許可相当と調査しておりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項、4項、5項は許可相当として、常設審議委員会に諮問いたします。
議	長	次に、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。

8	番	8番、関口です。第6項、第7項は関連がありますので、一括して調査報告いたします。 この案件は、風間委員、飯島委員の協力をいただき調査してまいりました。 譲受人は、第6項、第7項共、市内浜在住の会社代表取締役、20歳代の男性です。第6項の譲渡人は、小美玉市田木谷在住の70歳代の女性、第7項の譲渡人は、市内玉造甲、90歳代の女性です。申請事由は、第6項、第7項共、特定建築条件つき売買予定地ということで、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、不動産業を営んでおり、行方市の人口減少に伴う活性化の一助となるべく分譲開発をするわけでございます。隣接は、大規模店舗や医療機関があり、立地条件はよいです。譲渡人の土地は、遊休農地であり、有効に今後使っていただけるなということなんです。現地は、玉造地区大型商業施設より北に200メートルのところなんです。事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項、7項は許可相当として、常設審議委員会に諮問いたします。
（議案第76号）		
議	長	次に、議案第76号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条の許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第76号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条の許可処分について、下記のとおり証明願があったので、証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について提案する。
局		なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をしてよろしいか併せて提案する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員会会長 椎名 勇。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	ありがとうございました。
		それでは、1項の調査委員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。
1	7	番 17番、郡司です。第1項の調査報告いたします。 申請人は、71歳で、行方市荒宿に在住する農業の方です。申請人は、66アールほど営農しております。申請事由は、農業経営の安定を図るための規模拡大で、公売に参加したいので、買受人として適格であることの証明をお願いしたいものです。公売で取得しようとする農地は自宅から約600メートル位いで車で二、三分

		の距離になります。農業従事日数も１５０日以上、調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅から６００メートルということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定します。 追って、お諮りします。 １項について本証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、許可することに決定します。
		（議案第７７号）
議	長	次に、議案第７７号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第７７号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので、提案する。令和６年９月２５日提出。行方市農業委員長、椎名 勇。
局		案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	ありがとうございます。 それでは、１項ごとに審議いたします。１項の調査委員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。
１	７	番
		１７番、郡司です。第１項の調査報告いたします。 この案件については、高塚委員と共に調査してまいりました。 申請人は、５２歳、土浦市に在住する会社員の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、西蓮寺のお寺から南へ約１キロくらいのところになります。この農地は、約３０年以上前から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に復元することは困難ということで許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定いたします。
		（議案第７８号）
議	長	次に、議案第７８号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について

事務局		の件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第78号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙のとおり推薦を求められたので提案する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がありました。交付申請書のとおり、行方市玉造在住の農業後継者となります。以上です。
議長		ありがとうございました。 それでは、1項ごとに審議いたします。1項の調査委員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。
5番		5番、木村です。新規就農の件で報告いたします。この調査は、高塚委員さんと豊村委員さんのご協力をいただいて行ってまいりました。 申請者の方は、玉造甲在住の51歳の男性の方です。両親は15アールの土地にハウスで苺を栽培している専業農家です。申請者は、会社の休みに手伝っていましたが、農家のおもしろさに気づき、親元から農業技術と経営を学びたいと思い、継承を決意したそうです。現在は、規模拡大し、1棟受けたそうです。やる気は十分で、なめがた新規就農活力応援補助金推薦者として推薦が相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長		調査の結果は、本人がやる気が十分ということで、許可相当ということです。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。（全員一致）
議長		異議なしと認め、1項は、なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定いたします。
		（議案第79号）
議長		次に、議案第79号 令和7年度行方市農業施策に関する要望書についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第79号 令和7年度行方市農業施策に関する要望書について、下記のとおり提案する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。 こちらの件につきましては、6月、7月に農業委員及び推進委員の皆様から意見を集約しまして、先月、8月25日の農政部会を開催しまして、その中で取りまとめさせていただき、本日提案させていただいたものとなっております。内容につきましては、農政部会本澤部会長よりご報告いただきたいと思います。以上です。
議長		ありがとうございました。 それでは、本澤農政部会長に説明をお願いいたします。
14番		14番、本澤です。ただいま事務局のほうからありましたように、本年度も来年度の予算形成に当たりまして、行方市の基幹産業である農業において、現場の声を集

		約した農業施策に関する要望書を市に提出したいと考えております。 それでは、資料ナンバー 2、令和 7 年度農業施策に関する要望書に基づき説明をいたします。全体の構成につきましては、農地保全と有効利用対策について、担い手・経営対策の強化について、農業委員会組織対策について、基本農政の確立対策についての 4 項目で構成をしております。農地保全と有効利用対策についてですが、担い手への農地利用の集積、集約のために地域計画の推進を求める内容となっております。また、中間管理事業の推進、稲作農家の育成及び保護を求める内容となっております。 次に、担い手・経営対策の強化についてですが、肥料・飼料・農業資材の価格高騰に対する経営支援、将来の地域農業を担う認定農業者の若い担い手の育成と支援を求める内容となっております。 次に、農業委員会組織対策ですが、地域計画の推進に伴う業務量の増加を踏まえた事務局の体制整備をお願いする内容となっております。 最後に、基本農政の確立対策として、鳥獣害対策の強化、地産地消や食育等の推進、大規模自然災害への備えと復旧・復興の対策をお願いする内容となっております。以上、令和 7 年度要望書について説明をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	長	ただいま本澤農政部長から説明を受けました。要望書につきましては、農政部会を中心に検討を重ねた結果であります。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。（全員一致）
議 長	長	異議なしと認め、令和 7 年度行方市農業施策に関する要望書については、原案のとおり決定いたします。
		（議案第 80 号）
議 長	長	次に、議案第 80 号 行方市農地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	局長	議案第 80 号 行方市農地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和 6 年 9 月 25 日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。別氏資料ナンバー 3 をご覧いただきたいと思います。 こちら農業地利用集積計画・総括表で説明させていただきます。 新規設定 8 件、19 筆、2 万 7,702 平米となります。続いて、更新の設定が 5 件、11 筆、2 万 5,549 平米となります。新規と更新の合計といたしまして 13.30 筆、5 万 3,251 平米となります。 次のページ、農用地等利用権設定の一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、要件内容、期間、賃借料が記載されています。ご確認をお願いします。以上です。
議 長	長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。（全員一致）
議 長	長	異議なしと認め、行方市農業地利用集積計画の決定については、原案のとおりと決

		定いたします。
議 長		(報告第44号) 次に、報告案件に入ります。
事 務 局		報告第44号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。
		報告第44号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について下記のとおり報告する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員会 椎名 勇。 設定された土地につきましては、麻生地内の田取得で1,296平米となります。仮登記年月日が、令和6年8月9日。仮登記内容としまして、令和6年2月17日の売買予約となります。以上です。
議 1 6 番	長 6 番	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。1項の調査報告をします。 土地所有者は、行方市粗毛、80歳の女性の方です。仮登記権利者は、行方市麻生、60歳の男性の方です。仮登記内容ですが、登記の売買による仮登記でございます。場所は、麻生公民館から東側500メートル付近になります。現在は耕作放棄地ですが、本登記までの間土地の管理については、使用者である旨を伝えてきました。今後も農地を守っていきたいと思っております。以上でございます。
議 全 員	長 員	ただいまの報告について審議を求めます。ご異議ございませんか。
議 長	長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認めます。この案には、引き続き監視・指導をよろしく願いいたします。
議 長		(報告第45号) (報告第46号) (報告第47号) 次に、報告第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第47号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事 務 局		報告第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員会 椎名 勇。 こちらは相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。今月は届出8名の方からございました。 続きまして、報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員会 椎名 勇。 こちらは合意解約により賃貸借権を解約し、通知があった一覧となります。案件は7件ございました。 続きまして、報告第47号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和6年9月25日提出、行方市農業委員会 椎名

議

長

勇。
こちらは先月提出いただきました活動の状況を集計したものとなります。こちらも
ご確認をいただければと思います。以上です。

全

員

報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。

議

長

異議なし。（全員一致）

それでは、異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 3時43分

議

長

これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第11回
総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。